登録販売者 の登録申請手続き

令和3年8月1日現在

手続きに必要なもの	備考
□ 販売従事登録申請書	
□ 合格証書(合格通知書)	
□ 次の①, ②のうちいずれか	
① 戸籍謄本または戸籍抄本	① 発行日の翌日から6か月以内のものが必要です
② 住民票の写し	② 本籍地が記載されていて、かつ個人番号が記載されていないものであり、発行日の翌日から6か月以内のものが必要です
※ 試験出願後に本籍または氏名を変更している場合は、住民票の写しではなく、変更事項を証する戸籍謄本または戸籍抄本を御用意ください	
※ 外国籍の方は,住民票の写しを御用意くださ い	住民票の写しは、国籍が記載されていて、かつ個人番号が 記載されていないものであり、発行日の翌日から6か月以 内のものが必要です
□診断書	発行日の翌日から3か月以内のものが必要です
※ 販売従事登録申請書の「申請者の欠格条項 (6)」に <u>該当する方のみ必要</u> です	欠格条項(6) 精神の機能の障害により販売従事者の業務を適正に行 うに当たつて必要な認知,判断及び意思疎通を適切に 行うことができない者
□ 雇用関係証明書	
□ 千葉県収入証紙 7,500円	保健所で購入できます

【お問合せ先】 🕻 04-7167-1255(柏市保健所 総務企画課 開庁 8:30~17:15 / 土日祝日を除く)